

「大学の世界展開力強化事業(令和5年度採択)」～米国等との大学間交流形成支援～
公募に係る質問・回答

No.	ジャンル	質問概要	回答
1	事業全体について	主たる対象分野は決まっているのでしょうか	STEAM教育、DX・GX分野に関する交流事業を推奨しており、タイプAの半数程度採択を予定しています。ただし、そのほかの分野からの申請を制限するものではありません。
2	事業全体について	米国の対象大学は2年制大学(コミュニカレッジ)を含めてもよいか。	Q&Aの9頁Q3-(1)-②に回答のとおり、通常、学位授与権のある大学が直接の交流相手校となります。コミュニカレッジは学位授与権があるので対象としても差し支えありません。
3	事業全体について	規模を拡大させると質を保証することが難しくなりますが、文科省は質の保証に関してどのように考えていますか。	質保証は本事業において非常に重要視して各大学に取り組んでいただいています。交流人数については説明会冒頭の質問でも回答しましたが、特に日本人学生の派遣についてはコロナ禍の後十分に回復していない状況であり、オンラインも活用しつつ質の保証を伴った教育プログラムとして回復・伸長させていき、それによって実渡航を伴う留学数増加に繋げていきたいと考えています。それが今回日本人学生に馴染みのあるアメリカを対象の軸とした理由であり、オンラインを活用し質の保証を伴った教育プログラムとして新しい国際教育環境のモデルを構築していただきたいと考えております。
4	交流人数について	交流数について、例年とは異なり高いハードルが設定されているのはなぜか伺いたいです。	<p>○グローバルレベルでの人流が回復の兆しを見せる中、日本人学生も世界に飛び出し、多様な価値観に触れ、世界中の人々や国内の多様な文化的・言語的背景を持つ人々と協働できる力、広い視野で自ら課題に挑戦する力を身につけた真のグローバル人材として育成していくことが不可欠となっており、その基盤として大学等のグローバル化をより一層進めることが重要になっています。</p> <p>○このような状況を踏まえ、今回の公募では、新型コロナウイルス感染症により停滞した留学を、オンラインも活用しつつ、質保証を伴った教育プログラムとして回復・伸長させるとともに、実渡航者数の増加に繋げる新たな国際教育環境の仕組みを構築することも目指しています。</p> <p>○特に交流の軸となる米国は、日本人留学生の約17%(2019年度実績)、カナダを含めると約25%と全体の1/4を占めるニーズの高い地域となり、本事業を通じ、日本人学生の国際教育交流の飛躍的な裾野の拡大を期待するためです。</p>
5	交流人数について	Q&A Q3-(1)-⑤では一学部または研究科等で実施する交流プログラムであっても申請の対象としながら、参加要件の交流人数が大学全体の収容定員数に対する割合となっています。定員の少ない学部や研究科だけでは申請できないこととなります。交流割合が学部に対してに変更可能でしょうか？	<p>○本事業の交流規模の考え方については、No.4の通りであり、一部の学部・研究科の取組で申請した場合にも交流割合は学則に定める大学全体の収容定員数に対してとなります。</p> <p>○一部の学部・研究科の取組の内、例えばオンラインを活用した一部のプログラム等を全学に提供するなどの工夫により、本事業の取組が大学全体の国際化や学生のグローバル対応力の育成等に広く繋がることを期待しています。</p>
6	交流人数について	アメリカへの派遣学生数とほぼ同数の受け入れ米国学生数がなければ、応募要件的には難しいでしょうか？	Q&A1頁Q2-(1)-⑦で回答のとおり、具体的な人数について同数でなければ申請不可というものではありませんが、事業の内容を勘案しつつ、連携大学と十分に相談の上、実渡航を中心に行ける限りバランスのとれた交流数を旨とするよう、交流数を設定してください。
7	交流人数について	学生の派遣数の指標を設定するにあたり、「米国大学から日本(本学)に渡航してきた米国人学生と本学の日本人学生が対面で交流」する場合、派遣学生としてカウントが可能でしょうか。	オンラインでの派遣交流、米国への実渡航およびハイブリッドでの派遣交流のいずれにも該当しないので、派遣学生としてカウントすることは不可です。
8	交流人数について	第3国にカナダ等の大学が参画した場合、様式2-⑥の受け入れる外国人学生数にカウントして良いのでしょうか？	カウントして差支えありません。
9	交流人数について	プログラムに参加する高校生を米国の学生と交流する計画に参画させる場合の、計画調書等への数の反映について ご教示願いたい。	高校生については本事業における支援対象外であるため、計画調書への計上はできません。
10	参加要件について	様式2「10 米国等との大学との間で実施する真に学び合う学修活動(アクティブラーニング等)数について」に関して：アクティブラーニングは、どのようなものを想定されていますか？	外国人学生と日本人学生が別環境で学ぶのではなく、共に同じ課題に取組み協力して学習する活動などを想定しています。
11	参加要件について	様式2「10 米国等との大学との間で実施する真に学び合う学修活動(アクティブラーニング等)数について」に関して：・設定する数は、目標値なのか、それともある程度実施する見通しがたつ値とするのでしょうか。	目標として設定された資料は、毎年のフォローアップ及び中間・事後の評価において達成状況が評価対象となりますので、それを前提として設定してください。
12	参加要件について	様式2「12 インターンシップの実施計画について」に関して：・Q&Aにも幾つかインターンシップに係る記載がありますが、本事業におけるインターンシップの定義についてご教示ください。	Q&A14頁Q4-(2)-①②で回答のとおり、インターンシップについては企業・自治体等の説明会イベント参加ではなく「学生が在学中に自らの専攻・将来のキャリアに関連した就業体験を行うこと」が条件となります。単位の取得有無については問いません。
13	参加要件について	米国のパートナー校が複数ある場合、ダブルディグリープログラムの実施はその一部の大学でも良いのでしょうか？	一部の大学の実施であっても差支えありません。

「大学の世界展開力強化事業(令和5年度採択)」～米国等との大学間交流形成支援～
公募に係る質問への回答

14	参加要件について	国際化促進フォーラムへのプロジェクトの提供が必要との説明がありました。すでにプロジェクトを提供している大学についても、新規のプロジェクトを提供する必要がありますでしょうか。	国際化促進フォーラムの1プロジェクトとして、とお願いしたのはこの事業全体の横展開プロジェクトを立てて実施するということをご用意しております。タイプBのプラットフォームで採択大学をとりまとめ、海外相手大学と連携した教育コンテンツのパッケージを提供していただき、その成果をとりまとめた上で採択校以外に波及させることを想定しています。従いまして、既にフォーラムでプロジェクトを提供している大学が新規でプロジェクトを提供していただく必要はありません。
15	参加要件について	加点事項例にある「正課外活動歴のデジタル化」について例えばどのようなものを想定していますか。	日米の学生が主体となってイベント(教育プログラム)を実施した成果やインターンシップの成果がデジタル化された証明書(デジタルバッジ)として発行されることなどを想定しています。
16	参加要件について	JV-Campusへのコンテンツ提供と利用が必要要件とありますが、著作権等の都合で、広く一般に公開できない場合は、パスワード等でのクローズドな視聴は認められるのでしょうか。	著作権上公開が難しい場合、クローズドな状態で提供していただくことについて差支えございません。
17	指標設定(交流人数以外)について	質の保証を伴った交流プログラムの実現において、授業料の相互不徴収が指標の一つに挙げられているような趣旨によるものか。授業料の相互不徴収を指標に設定する場合、具体的にどのような目標が想定されるか。(公募要領p.4)	○授業料が相互不徴収の場合、連携大学相互がより双方の教育プログラム内容にコミットし、質の保証が高く促されることが期待されます。また、学生にとっても相手先大学に別に授業料を支払う必要が無いことから、経済的な理由から留学をためらうことなく海外の教育が受けられるメリットがあります。 ○具体的な目標の例としては、連携大学との事前・実施・事後のそれぞれにおける十分な協議や調整、効果検証による質の保証の向上や、参加学生の増加や教育効果の向上などが想定されます。
18	申請資格について	設置要件(ix)(x)に関して、表1において、全学の令和2年度～令和5年度の平均収容定員充足率については、特に記載がないように思われます。本学は大学規模が4,000人以上ですが、学部規模300人以上の学部と、100人以上300人未満の学部が混在しています。この場合、学部規模300人以上のほうの「1.15倍未満」を当てはめることになるのでしょうか。	「学部規模(入学定員)」を「学部規模(設置する学部の平均入学定員)」と読み替え、設置している学部の平均入学定員に応じて充足率の基準を確認していただくこととなります。
19	申請資格について	設置要件(ix)について、「令和2年度から令和5年度の平均収容定員充足率」と「令和5年度の収容定員充足率」の両方の基準を満たさなければ申請資格がないという理解でよろしいでしょうか。	そのご理解でお間違いございません。
20	申請資格について	設置要件(ix)と(x)の両方の基準を満たさなければ申請資格がないという理解でよろしいでしょうか。	そのご理解でお間違いございません。
21	申請資格について	設置要件(x)について、タイプBの申請においても、基準を満たしていない学部を除いて申請することは可能でしょうか。	可能です。
22	申請資格について	留年者の扱いについて、設置認可に関する基準においては、2年以内の留年者は除外できることとなっていますが、大学の世界展開力強化事業においても同様と考えてよろしいでしょうか。	「大学、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準」第1条第2項の規定に即して2年以内の留年者について除外することができますが、その場合、同条同項第1～3号いずれも満たす必要がありますのでご了承ください。 参考: https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ninka/20211207-mxt_kouhou02-2.pdf
23	申請資格について	申請資格の設置関係について、「ix」及び「x」については、従前の取扱いで要件を満たしていることをもって、今回の申請要件を満たすことができるものとする。とあるが、具体的には入学定員超過の状況を満たせばよいということでしょうか。その場合どのような様式で提出すればよいでしょうか。現在の様式では、入学定員超過率を算出する箇所がなかったと思われます。	そのご理解でお間違いございません。 調査様式につきましては、公募資料がアップロードされたURLに「計画調査2(別紙)入学定員超過率用」のエクセルファイルを追加いたしましたので、収容定員充足率用または入学定員超過率用のいずれか1つのみを提出してください。
24	交流人数について	「日本人学生」の定義をご説明いただければ幸いです。外国籍のうち、特別永住や定住者は含まれますか。また、本大学に正規学生として入学している外国人留学生は、含まれますか。	Q&A12頁のQ4-(1)-⑧では「原則、日本国籍を保有し申請大学で学位取得を目的として正規課程に在籍する学生としますが、申請大学を学位取得を目的として正規課程に在籍する外国籍学生を含めることを可としています。」と記載しております。 ただし、様式2の(ii)において、対米派遣人数の交流割合を算出する際の基準となる「全学収容定員数」については、今回の新規事業の性格上「日本国籍を保有し正規課程に在籍している学生」としてください。
25	交流人数について	様式2の(ii)で対米交流割合を算出する際の「全学収容定員数」について、「※1学則に定める大学全体の収容定員数のうち、日本人学生の数」と注記されている。「学則に定める収容定員」に留学生定員の定めがない場合は、入学定員における留学生数と読み替えることで差し支えないか。	貴学学則に定める全学の収容定員から、Q&A12頁Q4-(1)-⑨にて定義されている「外国人学生数」に合致した学生数を除いた数を「全学収容定員数」に計上する日本人学生数として記載ください。
26	交流人数について	「米国等との交流学生数」は、単位取得もしくは修了証を出す数と等しいと考えて良いでしょうか。	説明資料11ページのとおり、単位取得をしないものについては修了者に修了証等証明書が発行される交流プログラムと定義していますので、その理解でお間違いありません。
27	交流人数について	学生の派遣・受入学生数をカウントする場合、米国以外、例えばカナダの大学などを含めることは可能ですか。	第3国との交流をカウントすることは差し支えありませんが、派遣(送り出し)の部分については米国の部分に分けて交流目標数を設定しているにご注意ください。
28	交流人数について	学部生のみを対象にするプログラムである場合、参加要件の交流割合の母数となる収容定員は学部のみ(大学院の収容定員は含まない)でよいとの理解でよいでしょうか。	一部の学部・研究科の取組で申請した場合にも交流割合は学則に定める大学全体の収容定員数に対してとなりますので、大学院も含めた収容定員が算出にあたっての母数となります。
29	交流人数について	日本人学生の米国との交流割合やQ2-(1)-⑩に関連し、海外相手大学以外の(米国の)大学から交流プログラムに参加した学生を、交流実績数に含むことはできますか。また、Q2-(1)-⑩に関連し、海外相手大学を追加する際も米国以外の第3国の大学が対象になりますか。	Q&Aの3頁Q2-(1)-⑩にて回答のとおり、交流プログラムの内容や期間、参加可能な学生数等によって交流プログラムの内容を充実させるものと判断されて計画されたものであれば、交流実績数としてカウント可能です。ただし、海外相手大学ではない他大学の学生に対して、学生支援のための経費は使用できません。海外相手大学については米国に限りませんので連携する大学が第3国であっても差し支えありません。
30	交流人数について	日本人学生が(米国の)海外相手大学以外の大学と交流した数も、交流割合にかかる交流実績数に含んでもよいか。	No.29のとおり、交流プログラムの内容を充実させるものと判断されて計画されたものであれば、交流実績数としてカウント可能です。ただし、海外相手大学以外の大学が米国ではない場合、対米派遣実績として計上することはできませんのご注意ください。